

# 兵庫県の廃棄物処理行政について

## 兵庫県農政環境部環境管理局環境整備課

### 1 はじめに

兵庫県では、持続可能な循環型社会の実現に向けた取組を県民、事業者、行政と協働のもと、具体的に進めていくため、「兵庫県廃棄物処理計画」を策定し、廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進及び適正処理に取り組んでいます。

また、不法投棄を始めとする不適正処理の改善や啓発、県民参加型のクリーン活動などにも取り組んでいます。

今回は、循環型社会の推進に向けたリサイクルの推進活動、クリーン活動、不法投棄の防止など適正処理の推進についての取組を紹介します。

### 2 リサイクルの推進、クリーン活動について

家電リサイクル法により、廃家電 4 品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）のうち、買換えの場合や過去に販売した家電は、小売業者に引取義務がありますが、それ以外の廃家電（義務外品）は市町がそれぞれ対応する必要があります。

本県では、市町、兵庫県電機商業組合、（公財）ひょうご環境創造協会が連携して、廃家電の義務品及び義務外品ともに回収窓口を家電小売店に一本化する廃家電の回収・運搬方式「兵庫方式」を構築し、運用しています。

「兵庫方式」の運用により、消費者の利便性の向上や小売店舗からメーカーの指定引き取り場所までの広域的かつ低コストな搬送体制を確立することにより、消費者の費用負担の低減化や市町による廃家電の回収が不要になるなど、効率的な廃家電の回収を実現することで、リサイクルの促進を行っています。

また、リサイクルの調査・研究、地球温暖化対策等の環境技術の向上・開発を図るために県民、事業者、行政等幅広い関係者と共同し、エコタウン推進会議を運営しています。

エコタウン推進会議では今後、急増が見込まれる使用済太陽光発電設備への対応など循環型社会の形成のために必要な調査研究やリサイクルシステムの構築・環境ビ

ジネスの事業化推進のための支援等を行っています。

本県では、平成7年の阪神・淡路大震災をきっかけに平成8年から毎年、県民、NPO、事業者、行政が一体となって美しい地域景観の創出、魅力あふれる地域づくりを目指し、5月30日（ごみゼロの日）から7月末まで県内全域で「クリーンアップひょうごキャンペーン」を実施しています。（令和元年度は、5月30日から9月末まで実施。）

平成30年度は、87の事業所・団体の協力を得て、環境保全への意識を高める環境学習・教育の場として、小・中・高校、住民等に参加を呼びかけ、清掃等の環境美化活動を実施し、のべ63万人が参加し、6,594tのごみを回収しました。



図1 清掃活動の様子



図2 普及・啓発チラシ

### 3 廃棄物の適正処理の推進について

廃棄物処理法に基づく排出事業者責任の原則のもと、適正処理確保の観点から、排出事業者に対して、①適正な委託契約、② manifests の交付、③最終処分の確認が義務づけられています。解体工事現場や医療機関等の排出事業者に対して立入検査を行い、産業廃棄物の処理状況を確認し、法令遵守を徹底するとともに不法投棄未然防止対策の一環として、紙 manifests に代わり、偽造がしにくく「情報の共有」と「情報伝達の効率化」が特長である電子 manifests の普及を推進しています。

また、廃棄物処理法により処理計画の策定や実績報告等が義務づけられている、県内の産業廃棄物の総排出量の約8割を占める多量排出事業者（年間1,000t以上産業廃棄物を排出する事業者）に対して、廃棄物の減量化・再資源化等を推進するよう指導を行っています。

「多量排出事業者による産業廃棄物処理計画実施状

況報告」を基に推計した本県における、産業廃棄物の排出量（平成 27 年度実績の推計）は、24,449 千 t でした。

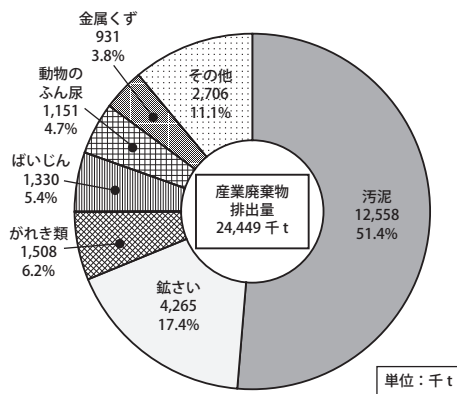


図3 種類別産業廃棄物排出量（平成 27 年度実績の推計）

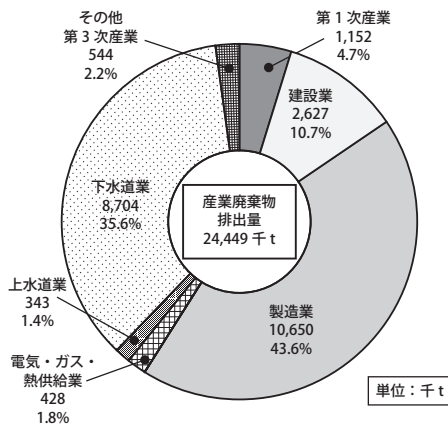


図4 業種別産業廃棄物排出量（平成 27 年度実績の推計）

#### 4 不適正処理の未然防止と不法投棄に対する対応

不法投棄現場の監視及び広域的な不法投棄事案に対応するため、県警出向職員3名による監視班が、機動的な監視・指導を行っており、廃棄物の撤去指導、適正処理状況の確認などを行っています。また、不適正処理事案の早期発見、早期対応を図るため、不適正処理監視員（警察 OB）を7県民局（各県民局 嘱託 1 名）に配置し、監視や事業者・処理業者への指導を実施しています。また、JA、郵便局、宅配業者との協定締結等により、不法投棄情報についての通報体制を整備しています。

各県民局では住民、処理業者、行政の協働による廃棄物の撤去活動、地域住民の未然防止活動支援や不法投棄未然防止協議会の開催などの取組を行っており、住民との合同監視パトロールの実施や自治会への監視カメラの貸出しなどにより、地域住民と連携して不法投棄を許さない地域づくりを推進しています。

また本県では、廃棄物エコ手形制度を導入しており、管理者不在の民有地等に不法投棄または、不適正処理された廃棄物を行政・住民・処理業者が協働して、ボラ

ンティアで処分する取組を行っています。平成 30 年 1 月 1 日現在、処理業者（39 業者）が登録しており、平成 30 年度に 1 件この制度を利用した、不法投棄廃棄物の撤去を行っています。

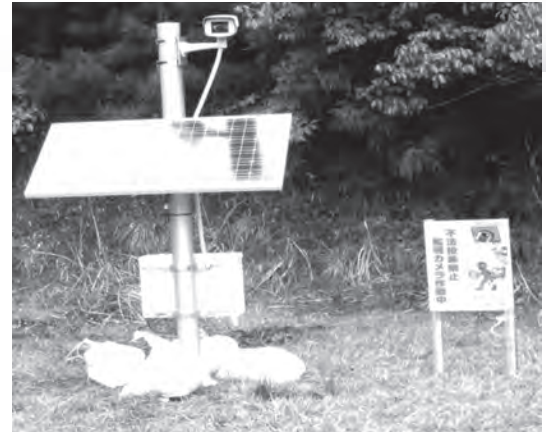


図5 不法投棄監視カメラ



図6 廃棄物エコ手形制度を利用した撤去作業

#### 5 PCB廃棄物対策

処理期限の迫ってきている高濃度 PCB 廃棄物及び使用製品の期限内処理に向けて、平成 29 年度から掘り起こし調査を実施し、保管・所有する事業者の把握に努めています。平成 29 年度末現在、県内の PCB 廃棄物及び使用製品は 905 事業場（政令市除く）で保管・所有されています。処理期限内に確実に適切に処理する必要があるため、保管等の届出漏れがないかフォローアップ調査を実施しており、保管事業者等に対して適正保管及び適正処理について一層の周知徹底を図るなど、早期適正処理への取組を行っています。

#### 6 おわりに

廃棄物行政におけるさまざまな課題に対して、関係機関等と連携を図り、持続可能な循環型社会の実現、廃棄物の適正処理の推進を行うために、工夫し柔軟な対応ができるよう取り組んできたいと考えています。